

# 令和2年第12回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和2年12月9日（水）

午後3時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

1階中会議室

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 2年11月20日		
2	招集の期日	令和 2年12月 9日		
3	会 期	令和 2年12月 9日から 令和 2年12月 9日まで		
4	招 集 委 員	4 名		
5	出 席 委 員	4 名		
6	欠席委員氏名	な し		
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	3 件	3 件	0 件	0 件
	計			
	3 件	3 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和2年教育委員会第11回定例会会議録の承認について
議案第1号	湧別町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第2号	令和2年度教育費予算の補正について

承認第1号

令和2年教育委員会第11回定例会会議録の承認について

記

署名委員 井上久恵氏より報告

令和2年12月9日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

## 議案第1号

湧別町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

湧別町体育施設条例（平成21年条例第97号）の一部を改正する条例案について次のように議会に提案するように、町長に申し出をする。

### 記

別紙のとおり

（令和2年12月17日開会予定：町議会第4回定例会）

令和2年12月9日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

### 提案理由

中湧別総合体育館大規模改修工事に伴い、第1体育室の解体及び第2体育室の改修による室名の名称変更と使用料を定めるため、本条例を制定するものである。

湧別町体育施設条例の一部を改正する条例

湧別町体育施設条例（平成21年条例第97号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前																																									
<p>(設置)</p> <p>第1条 町民の健康増進と体育の振興普及を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第244条の2第1項の規定に基づき、湧別町体育施設（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>別表第1（第4条関係） 使用時間等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>休館日</th> <th>使用時間</th> <th>使用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湧別町中湧別総合体育館</td> <td rowspan="7">略</td> <td rowspan="7">略</td> <td rowspan="7">略</td> </tr> <tr> <td>附属施設</td> </tr> <tr> <td>アリーナ</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> </tr> <tr> <td>ミーティング室</td> </tr> <tr> <td>プレイルーム</td> </tr> <tr> <td>ふれあい集会室</td> </tr> <tr> <td>いきがい集会室</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第5条関係） 1 湧別町中湧別総合体育館・湧別町湧別総合体育館・湧別町芭露ファミリースポーツセンター使用料</p>				名称	休館日	使用時間	使用期間	湧別町中湧別総合体育館	略	略	略	附属施設	アリーナ	トレーニング室	ミーティング室	プレイルーム	ふれあい集会室	いきがい集会室	略		略	略	<p>(設置)</p> <p>第1条 町民の健康増進と体育の振興普及を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第244条の2第1項の規定に基づき、湧別町体育施設（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>別表第1（第4条関係） 使用時間等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>休館日</th> <th>使用時間</th> <th>使用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湧別町中湧別総合体育館</td> <td rowspan="7">略</td> <td rowspan="7">略</td> <td rowspan="7">略</td> </tr> <tr> <td>附属施設</td> </tr> <tr> <td>アリーナ</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> </tr> <tr> <td>ミーティング室</td> </tr> <tr> <td>プレイルーム</td> </tr> <tr> <td><u>第1体育室</u></td> </tr> <tr> <td><u>第2体育室</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第5条関係） 1 湧別町中湧別総合体育館・湧別町湧別総合体育館・湧別町芭露ファミリースポーツセンター使用料</p>				名称	休館日	使用時間	使用期間	湧別町中湧別総合体育館	略	略	略	附属施設	アリーナ	トレーニング室	ミーティング室	プレイルーム	<u>第1体育室</u>	<u>第2体育室</u>	略		略	略
名称	休館日	使用時間	使用期間																																										
湧別町中湧別総合体育館	略	略	略																																										
附属施設																																													
アリーナ																																													
トレーニング室																																													
ミーティング室																																													
プレイルーム																																													
ふれあい集会室																																													
いきがい集会室																																													
略		略	略																																										
名称	休館日	使用時間	使用期間																																										
湧別町中湧別総合体育館	略	略	略																																										
附属施設																																													
アリーナ																																													
トレーニング室																																													
ミーティング室																																													
プレイルーム																																													
<u>第1体育室</u>																																													
<u>第2体育室</u>																																													
略		略	略																																										

改正後

(1) 専用で使用する場合

区分	1時間あたり使用料		備考
	夏期	冬期	
略	略	略	略
			中湧別総合体育館
<u>ふれあい集会室</u>	<u>100円</u>	<u>350円</u>	
<u>いきがい集会室</u>	<u>150円</u>	<u>500円</u>	
ミーティング室	250円	550円	
略	略	略	略

(2) 個人で使用する場合

区分	夏期	冬期
アリーナ、トレーニング室、 <u>ふれあい集会室</u> 、 <u>いきがい集会室</u>	略	略
	略	略
	略	略

備考

1～10 略

2～4 略

5 湧別町湧別プール使用料

区分	使用料
略	略

備考

1 共通券は、湧別町中湧別総合体育館、湧別町湧別総合体育館、湧別町芭露ファミリースポーツセンター（アリーナ、トレーニング室、ふれあい集会室、いきがい集会室）及び湧別町上湧別農村環境改善センター（多目的ホール）とそれぞれ共通で使用することができる。

2～8 略

改正前

(1) 専用で使用する場合

区分	1時間あたり使用料		備考
	夏期	冬期	
略	略	略	略
<u>第1体育室</u>	<u>100円</u>	<u>350円</u>	中湧別総合体育館
<u>バドミントンコート1面につき</u>			
ミーティング室	250円	550円	
略	略	略	略

(2) 個人で使用する場合

区分	夏期	冬期
アリーナ、トレーニング室、 <u>第1体育室</u> 、 <u>第2体育室</u>	略	略
	略	略
	略	略

備考

1～10 略

2～4 略

5 湧別町湧別プール使用料

区分	使用料
略	略

備考

1 共通券は、湧別町中湧別総合体育館、湧別町湧別総合体育館、湧別町芭露ファミリースポーツセンター（アリーナ、トレーニング室、第1体育室、第2体育室）及び湧別町上湧別農村環境改善センター（多目的ホール）とそれぞれ共通で使用することができる。

2～8 略

改正後	改正前
6及び7 略	6及び7 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年3月1日から施行する。

(湧別町上湧別農村環境改善センター条例の一部改正)

2 湧別町上湧別農村環境改善センター条例（平成21年条例第99号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第8条関係）  (1)及び(2) 略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 1日券及びシーズン券は、湧別町中湧別総合体育館、湧別町湧別総合体育館及び湧別町芭露ファミリースポーツセンター（アリーナ、トレーニング室、<u>ふれあい集会室、いきがい集会室</u>）とそれぞれ共通で使用することができる。</p> <p>3 共通券は、湧別町中湧別総合体育館、湧別町湧別総合体育館、湧別町芭露ファミリースポーツセンター（アリーナ、トレーニング室、<u>ふれあい集会室、いきがい集会室</u>）及び湧別町湧別プールとそれぞれ共通で使用することができる。</p> <p>4～9 略</p>	<p>別表（第8条関係）  (1)及び(2) 略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 1日券及びシーズン券は、湧別町中湧別総合体育館、湧別町湧別総合体育館及び湧別町芭露ファミリースポーツセンター（アリーナ、トレーニング室、<u>第1体育室、第2体育室</u>）とそれぞれ共通で使用することができる。</p> <p>3 共通券は、湧別町中湧別総合体育館、湧別町湧別総合体育館、湧別町芭露ファミリースポーツセンター（アリーナ、トレーニング室、<u>第1体育室、第2体育室</u>）及び湧別町湧別プールとそれぞれ共通で使用することができる。</p> <p>4～9 略</p>



議案第2号

令和2年度教育費予算の補正について

令和2年度教育費予算の補正について、次のように議会に提案するように、町長に申し出をする。

記

別紙のとおり

(令和2年12月17日開会予定：町議会第4回定例会)

令和2年12月9日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

令和2年度教育費予算の補正について、議会の同意を得ようとするものである。